

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成29年6月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ドラッグコスモスへそ店 栗東市糺四丁目58番1ほか
- 2 意見の概要 栗東市からの意見
  - (1) 早朝および夜間に荷さばき作業や廃棄物収集作業等を行わないなど、騒音について特段の配慮を講ずること。
  - (2) 公害防止、苦情対応等については、建物設置者の責任と負担において必要な措置を講ずること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号  
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
  - (2) 縦覧期間 平成29年6月2日から平成29年7月3日まで